

令和7年度 第4回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年7月10日（木）午後2時30分～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1 番	小 松 崎 秀 昭	君	1 番	飯 野 利 明	君
2 番	浅 野 周 一	君	2 番	吉 田 典 子	君
3 番	飯 塚 尚 志	君	3 番	細 田 展 之	君
4 番	山 崎 翔 子	君	4 番	寺 田 清	君
5 番	大 塚 芳 夫	君	5 番	吉 田 誠	君
6 番	吉 田 修 夫	君	6 番	糸 賀 稔	君
7 番	飯 村 正 弘	君	7 番	本 間 保	君
8 番	島 田 辰 男	君	8 番	諏 訪 原 昌 子	君
9 番	柳 生 利 幸	君	9 番	塚 原 努	君
10 番	横 張 清 彦	君	10 番	秋 葉 政 男	君

4. 欠席委員：0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第15号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第16号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第17号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第11号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第13号 非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員10名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、7番飯村正弘委員・8番島田辰男委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第15号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第15号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は5件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑2筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業兼会社役員。農業従事者は本人と夫の2名。農作業従事期間は、それぞれ150日。作付作物は粟です。

譲受人は、経営規模拡大のためであり、譲渡人については、譲受人の要望により本申請に至ったとのことです。

次に整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字青宿地内の畑1筆、面積〇〇㎡。市街化区域内であるため農振農用地区域外になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は無職。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は、150日となっています。作付作物は柑橘類の果樹です。

譲受人は、住居に隣接する土地のため利便性が良く、家庭菜園として果樹を植えるのに適しており、譲渡人については、遠方のため維持管理が難しいことから本申請に至ったとのことです。

次に整理番号3番及び4番について、農地の交換案件になりますので、あわせてご説明いたします。

申請地は、大字小池地内の畑2筆、面積〇〇㎡と〇〇㎡の交換となります。整理番号3番は農振農用地区域内で4番については区域外になっております。所有権移転の農地交換になります。申請地は耕作中の畑で、斜めになっていた土地の境界をまっすぐにしたことで、お互いはみでた部分を交換し、農地の形を整えた案件になっています。農地利用の最適化のため本申請に至っております。

次に整理番号5番についてご説明いたします。

申請地は、大字吉原地内の畑2筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。所有権移転の親子間での贈与になります。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人、父、母の3名。農作業従事期間は本人160日、父及び母はそれぞれ250日。耕作中の農地で、作付作物は落花生及び里芋です。譲渡人が高齢のため子に贈与し、経営移譲をするため本申請に至っております。

以上5案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認しましたが、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番・2番を1番小松崎秀昭委員、整理番号3番・4番を3番大塚芳夫委員、5番を飯塚尚志委員お願い致します。

1番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は管理休耕中の農地であったが、管理は適正に行われていました。隣地境界については問題なく、周辺農地への影響もないと思われます。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号2番について報告します。整理番号の2番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で、管理は適切に行われていました。境界についても問題なく、周辺の農地への影響も見受けられませんでした。譲受人は本申請地取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれます。本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号の 3 番事務局の説明のとおりです。申請地はきれいに耕作されている農地です。整理番号 4 番との農地において交換、境界をまっすぐに効率よく整え、農地利用の最適化を図るものです。よって、隣地境界は問題なく周辺農地への影響もないと考えます。譲受人は本申請地取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれます。本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、整理番号 4 番について報告します。整理番号 4 番は事務局の説明のとおりです。報告内容は整理番号 3 番と同じです。よって本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

3 番： 整理番号 5 番について報告します。整理番号 5 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく周辺農地への影響も特に見受けられませんでした。譲受人が本申請地取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれます。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 5 番でご質問等ありますか。（質問等なし）

議 長： これより議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 続いて、議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、10 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番及び 2 番について関連する案件のため、あわせてご説明いたします。

1 番・2 番につきましては、5 月の定例総会で保留になっていた案件となります。保留にした理由としては、現地の境界がはっきりとしておらず、事業区域が確定できなかったためとしていました。今回、隣接の土地所有者と立会いを実施し、境界について合意したことから、事業区域がはっきりとしたため、再度審議するものです。

申請地は、大字若栗地内の田 5 筆で、面積は〇〇㎡と〇〇㎡で計〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

設置する太陽光パネルは、整理番号 3 番が 550W のパネル 156 枚、パワーコンディショナー 4.95kw が 10 台で、発電出力は 50kw 未満です。整理番号 4 番は、550W のパネル 189 枚、パワーコンディショナー 4.95kw が 10 台で、こちららも発電出力は 50kw 未満となっております。本申請は、従来の固定買取制度（FIT）ではないものですが、東電等との調整もすべて了しています。造成計画は現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。なお、他法令（文化財保護法）につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、大字若栗地内の畑 2 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上の農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。既存宅地の拡張となります。

申請者は、既存宅地の駐車スペースが狭く、切り返しが困難なことから、隣地畑の一部を今回宅地拡張し、駐車場利用での農地転用として本申請に至りました。造成計画は現状のまま利用し、雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

次に整理番号 4 番についてご説明いたします。

本件は、〇〇発注の建設工事受注に伴い、資材置場として約 6 か月間の一時転用申請になります。

申請地は、大字実穀地内の田 1 筆。面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。

農振農用地区域内における農地転用の不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当しています。町から発行された農地の一時が転用が差し支えない旨の意見書も添付されております。造成計画は特になしで、現状のまま利用。事業完了後は譲受人が現状復旧します。関係法令との協議も了しております。

次に整理番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上の農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、事業用地の選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

譲受人は、申請地隣地にて旅客自動車運送業を営んでおり、町内小学校の通学バスを請け負うなどバス駐車場が手狭になったことから、これまで、土地の賃貸借契約による農地の一時転用許可を受けて駐車場として利用していましたが、転用期間の満了を迎えるにあたり、所有権移転の恒久転用として本申請に至っております。造成計画は特になしで、現状のまま利用。資金計画は自己資金により賄います。

次に整理番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 階建て、建築面積 58.35 ㎡。造成計画はなしで現状のまま利用。接道部分を除く敷地外周にはコンクリートブロックが築造されています。給水は公共上水道。雨水は敷地内に雨水浸透枳を設置。汚水雑排水は合併浄化槽処理後水路へ放流します。資金は、住宅ローンを利用します。他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 7 筆、面積〇〇㎡。農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、これらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね 500m 以内に 2 以上の医療施設等があることから第 3 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。申請者は、福岡県に本社を置き、主に医薬品等の物品販売を行う法人になります。この度、規模拡大で店舗を新設するため本申請に至っております。

計画内容は、店舗が鉄骨造平屋建て、建築面積 1805 ㎡。そのほか駐車場 109 台分、駐輪場 23 台分となっています。造成計画は、全面に碎石を敷き、アスファルト舗装を行います。また、防火水槽設置のため、部分的に切土も行います。周囲は土留め工事を行い、擁壁を設けます。給水は公共上水道。雨水は敷地内に雨水浸透枳を設置。汚水雑排水は公共下水道を利用します。資金は、自己資金により賄います。他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、届出済で慎重工事の扱いとなっています。また、本案件については、転用面積が 3000 ㎡を超えることから、茨城県農業会議が開催する常設審議会に諮る案件となりますので、本総会の審議結果をもって、審議会に諮ってまいります。

次に整理番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha

未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

設置する太陽光パネルは645Wが128枚、パワーコンディショナー4.95kwが10台で、発電出力は50kw未満です。本申請は、従来の固定買取制度(FIT)ではないものですが、東電等との調整もすべて了しています。造成計画は現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。なお、他法令として、文化財保護法につきましては、周知の包蔵地のエリア内ですが、試掘調査も実施済みで慎重工事の扱いとなっています。

次に整理番号9番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑1筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地に該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造2階建て、建築面積64.59㎡。造成計画は80cm程度の盛土を行い、周囲は法面保護を行い、コンクリートブロックで囲います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に雨水浸透枳を設置。汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。他法令については、都市計画法第29条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号10番についてご説明いたします。

申請地は、大字竹来地内の畑6筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

設置する太陽光パネルは620Wが652枚、パワーコンディショナー125kwが2台で、発電出力は50kw以上になります。本申請は、従来の固定買取制度(FIT)ではないものですが、東電等との調整もすべて了しています。造成計画は現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。なお、他法令について、文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

そのほか、本案件は発電出力が50kw以上の太陽光になりますので、茨城県のガイドラインに基づく届出が必要となりますが、現段階では、生活環境課の受付印が押印してある届出書の写しが提出されておりません。昨日事業者のほうから説明があり、一度、届出書を町へ提出したが、軽微な変更が求められており、現在調整中とのことでした。ただし、変更内容が軽微であることから、提出自体は数日中に可能とのことでしたので、これをもってして、保留とするのか、提出された時点で許可書を発行する条件付きとするのか等、委員の皆さんにご審議いただければと思います。その他の書類については、不備がありませんでした。また、本案件については、転用面積が3000㎡を超えることから、茨城県農業会議が開催する常設審議会に諮る案件となりますので、本総会の審議結果をもって、審議会に諮ってまいります。

以上10件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番・2番を5番大塚芳夫委員、整理番号3番・6番・8番を1番小松崎秀昭委員、整理番号4番を2番浅野周一委員、整理番号5番・7番・9番を7番飯村正弘委員、整理番号10番を9番柳生利幸委員お願い致します。

5番： 整理番号1番及び一帯の土地利用計画となるため整理番号2番も合わせて報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は5月の総会案件で現地が荒れており、隣地境界が確認できず保留にした案件です。7月8日に

現地調査した結果、草刈りされており、隣地境界の確認ができました。そのため、周辺の農地への影響もないと考えますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、整理番号2番についても同様の報告内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号3番について報告します。整理番号3番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界については問題なく、土地利用計画内容からしても周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2 番： 整理番号4番について報告します。整理番号4番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は再生可能な遊休農地で農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番： 整理番号5番について報告します。整理番号5番については事務局の説明のとおりです。申請地は土地の管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号6番について報告します。整理番号男6番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番： 整理番号7番について報告します。整理番号7番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号8番について報告します。整理番号8番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は山林化しており、適正に管理されていませんでした。また、周辺に同様の太陽光パネルなどが設置されていました。土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番： 整理番号9番について報告します。整理番号9番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9 番： 整理番号10番について報告します。整理番号10番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、多少雑草はありますが、隣地境界について問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。
(挙手あり)

9 番： 整理番号10番について、不備はどのような内容ですか。

事 務 局： 内容についてはお伺いしてないので、どのくらい軽微なのかはわかりません。ただ、事業者の方がおっしゃるには書類を直すだけなのですぐにことはできるとのことです。

す。しかし、ハンファエネジージャパン株式会社から提出の許可が出ない限り出せないとのことです。軽微な変更の処理は終わっているが、会社から許可が出てないため、生活環境課に書類を出せない状況とのことです。ただ、それが数日中に出るとのことでした。提出予定の書類は一度生活環境課で確認しているため、受理されるのは間違いないだろうとのことでした。ただ、実際には受付印を押印したもの自体は来ていません。

- 議 長： 県の常設委員会には出しますか。
- 事 務 局： そうです。県の常設審議会には諮ります。
- 9 番： 書類は常設審議会の後に提出されるのですか。
- 事 務 局： 県の常設審議会の前までには提出されると思います。来週早々に出せるだろう見通しはしてました。
- 5 番： 出力が 50kw ということで、先ほど県のガイドラインに該当するとのことでしたが、50kw 未満と 50kw 以上でガイドラインに該当する違いはどのようなところがあるのですか。
- 事 務 局： 違いは発電出力が 50kw 以上のものについては、ガイドラインに基づく届出が必要で、50kw 未満のものについては特にいらないです。
- 5 番： ガイドラインの中で 50kw 以上のとき、何か制限みたいなものはあるのですか。
- 事 務 局： 関係各課との調整が必要になってきます。関係している課で、この課だとこのような法律に基づき、このようなものが必要ですなど、事前に協議したうえで届出書を最終的に提出することになります。ただ、各課で必要な届出等はわかりません。
- 5 番： ガイドラインは県の要綱等を定めて作っていると思うのですが、事前協議を行ったり、認めた後の事後処理、違反等あったら指導できるなどそのような部分も含まれているのですか。
- 議 長： 今、事務局が今調べてくれていますが、あと県の方に出すのに書類がないので、書類ができて許可でもいいが、1 カ月遅らせてもいいのではないかな。
- 5 番： 会社自体は先ほど大きい会社とおっしゃっていましたが太陽光についても実績があるのですか。
- 事 務 局： 実績はあります。
- 5 番： 日本の会社ではないのですか。
- 事 務 局： 会社自体は日本だと思いますが、役員の方は皆さん日本人ではなさそうです。
- 議 長： 整理番号 10 番については書類がそろってないので、保留ということで、来月の総会で書類だけ審査でどうですか。（異議なし）
- それでは議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第17号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

- 議 長： 続いて、議案第 17 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 今回は、1 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。
- それでは整理番号 1 番について説明いたします。
- 願出地は、大字大形地内。登記地目が畑 1 筆、面積〇〇㎡。現地は山林化しており、国土地理院の航空写真でも平成 11 年 5 月時点で、山林化していることが確認できました。地目変更をしたのち、太陽光発電設備設置のため、本願出に至ったとのことでした。簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 6 番吉田修夫委員お願いいたします。

6 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。この土地は以前、業者が苗木を育てていたらしいのですが、今では見上げるほどの大木になっており、農地として利用するのは困難であるため、非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。(質問等なし)

これより、議案第 17 号 現況確認証明の発行について(非農地証明)採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について>

議 長： 続いて、議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明します。

今回は 67 件の計画となります。案件数が大変多くなっておりませんが、平成 27 年度に農地中間管理事業がスタートしており、阿見町では平成 27 年度に地域集積で複数の地域を中間管理事業の地域集積協力金を活用し、貸借の設定をしておりましたので、10 年を迎えたことによる更新の案件が出てきております。今回は大形地域、田 18 筆〇〇㎡、吉原地域、田 17 筆〇〇㎡、福田地域、田 48 筆〇〇㎡、地域集積でない一般の計画は田 11 筆〇〇㎡、畑 13 筆〇〇㎡、合計で田 94 筆〇〇㎡、畑 13 筆〇〇㎡となっています。貸し手は 65 名、借り手は 18 名と法人 3 社の計 21 者となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議 長： これより質疑に入ります。

トラブルはありますか。

事 務 局： 中間管理機構より事務委任を農業委員会事務局で受けています。契約書に関しては印鑑をもらうのに回っているのですが、その中で、この人がいいなどがあります。

議 長： 他に質問等ありますか。

これより、議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事 務 局： 報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 5 件です。

報告第 11 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 7 件です。

報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 11 件です。

報告第 13 号 非農地判断について島津地内 1 件、そのほかに実穀地内で今後行われるインター周辺開発に伴う非農地判断が 43 件あり、合計 44 件です。

阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 7 年 7 月 10 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議 長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

<その他>

事 務 局： その他(事務連絡)

- ① 茨城農業委員会女性協議会定例総会
 - ・日時：7月31日（木）10時～（8時集合）
 - ・場所：全国農業協同組合連合会茨城県本部 農機総合センター
 - ・予備日：6月20日（金）
- ② 新任委員研修
 - ・日時：7月18日（金）13時～（10時30分集合）
 - ・場所：小美玉市小川文化センターアピオス大ホール
- ③ 現地調査及び総会の予定
 - 8月現地調査 8月 7日（木）当番委員 9番 柳生利幸委員
当番委員 1番 小松崎秀昭委員
 - 8月定例総会 8月12日（火）午後1時30分
- ④ 利用状況調査回収について
 - ・締め切り：7月18日（金）
- ⑤ 農業委員会稲敷郡協議会視察研修
 - ・8月5日（火）・8月6日（水）

議長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後3時24分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印